

## 令和7年度「宮崎移住の魅力発信セミナー開催事業」業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和7年度「宮崎移住の魅力発信セミナー開催事業」

### 2 事業概要

ふるさと回帰支援センターセミナールームを活用し、本県への移住・定住の魅力を都市部在住者や全国移住希望者に効果的にPRできる「移住セミナー」を実施し情報発信を行うことにより、本県への移住定住の促進を図る。

### 3 事業の実施体制

#### (1) 本事業統括責任者

本委託事業を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

#### (2) 事業スタッフ

本委託事業を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

### 4 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

### 5 委託業務の内容

#### (1) 「宮崎移住の魅力発信セミナー」の実施

宮崎県の地域の魅力を移住検討層にPRするためのイベントを企画し、運営する。

##### ア 企画・提案

- ① 本県を移住候補地として強くアピールするために効果的な企画を作成・提案すること。
- ② 提案に当たっては、各回のセミナーで異なるテーマを設けること。

ターゲットは「単身」「世帯」「シニア」を基本として、それぞれの属性において本県での働き方や暮らし方が具体的にイメージできるような、日常生活に密着した内容を提案すること。

〈例〉

- ・テーマ【お金】：住居の見つけ方、引越費用、毎月の家賃相場や生活費の紹介
- ・テーマ【暮らし】：地域活動（公民館や消防等）やご近所付き合いの具体例
- ・テーマ【仕事と生活】：宮崎での就職、求人の状況の紹介や、勤務日と休暇日それぞれで、一日の過ごし方の紹介

- ③ 就職支援、移住支援の内容については、全てのセミナーに組み込むこと。

##### イ 開催日時・会場

委託業務期間内に、セミナーを計5回開催すること。

セミナーは2時間程度とし、対面（会場）とオンライン（zoom）を組み合わせたハイブリット形式を基本とする。

開催日時及び会場は以下のとおり。

	開催日	時間 (会場準備・撤収含む)	会場（※1）	ターゲット
第1回	8月23日（土）	11:30～16:00	セミナールームD	単身
第2回	9月19日（金）	16:30～21:00	セミナールームB	世帯
第3回	10月4日（土）	11:30～16:00	セミナールームB	単身
第4回	11月21日（金）	16:30～21:00	セミナールームB	世帯
第5回	12月予定（※2）	調整中	調整中	シニア

※1：ふるさと回帰支援センター（東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階）  
会場は、既に県で手配しており、会場使用料は県が負担する。

また、予約確定となっているため開催日の変更は不可である。

※2：第5回の開催日時・会場は調整中。県で手配した後、通知する。

#### ウ 講師等の選定

- ・移住実践者等を講師として1回につき少なくとも1名登壇させること。また、趣旨やテーマ・対象者の状況に応じて、プログラムの進行を担うファシリテーターを1回につき1名配置すること。ただし、講師がファシリテーターを兼ねることができる場合は、必ずしも配置の必要はない。
- ・講師は、セミナー中またはセミナー前後に参加者と積極的に交流し、セミナー終了後も自主的に交流を継続できる者が望ましい。

#### エ 参加者の募集

- ・定員は1回につき30名程度とし、当日の参加者として、定員の7割以上の集客ができるよう参加者募集を行うこと。
- ・最低でも1か月の募集期間を確保すること。
- ・参加者募集に当たって、各回それぞれチラシデザインを作成すること。  
チラシデザインはA4版で作成し、セミナーの内容を魅力的に伝えるキャッチコピーや説明文を記載すること。
- ・完成までに県による校正を2回以上行うものとする。
- ・参加申し込み先は、宮崎県の移住相談窓口「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター（東京支部）」（以下「東京支部」という。）としても良い。その場合は、申し込み状況等を随時把握し、東京支部と連携して参加者募集を行うこと。

#### オ セミナーの開催・運営

- ① セミナーに関して、以下のとおり開催し、運営に支障が出ないようにする。
  - ・当日の運営マニュアルの作成
  - ・配信にかかる機材等の準備、管理
  - ・参加者への資料準備、配布
  - ・自治体、NPOその他の移住定住に取り組む関係団体との連携・調整
- ② セミナー内で、参加者に以下の項目について案内を行い、宮崎県と継続的な関係性の構築を図ること。また、誘導した人数を集計すること。
  - ・「宮崎ひなた移住倶楽部」への新規登録
  - ・県が実施する「県主催移住相談会」や「みやざきファン交流会」等のイベント案内

#### カ アーカイブ動画の制作

- ・各回、セミナーの要点を簡潔にまとめた30分程度の動画を制作すること。
- ・制作に当たっては、県が運営するHP等に掲載することを前提とし、使用する音楽・画像等の著作権に十分に留意し、セミナー参加者へのプライバシー対策を行うこと。

#### キ アンケートの実施

- ・セミナー開催の都度、参加者にアンケートを実施し集計結果を取りまとめること。  
東京支部の相談員と連携し、セミナー終了後2週間以内に、アンケート集計結果とともにセミナーの内容を記載したレポートを作成し、県に提出すること。

#### ク その他

- ・企画内容や講師等については、県と協議の上、確定すること。
- ・必要に応じて、参加者から参加料を徴収しても良い。ただし、参加者にとって実費相当と認められる必要最低限の料金設定とすること。なお、この収入は、事業費に充当すること。

#### (2) セミナー集客のための情報発信

移住候補地としての本県の魅力を効果的に情報発信するため、以下のとおり、移住検討層に効果的にPRできる広告媒体を活用してセミナーの周知を図ること。

- ・各回のセミナーについて、ターゲットに対して効果的に訴求する媒体を提案すること。  
〈例〉SNS広告（Instagram等）、有料動画広告（TVer等）、地域サービス・メディア（移住関連のWebマガジン等）など
- ・契約期間内に少なくとも5回は実施し、効果的なタイミングで掲載すること。
- ・掲載内容は、提案に基づき県と協議の上確定する。
- ・用いた媒体毎に、リーチ数、インプレッション数、クリック数（率）等の結果を集約し検証・分析すること。

(3) 事業完了報告書の作成

事業完了後、実施結果及びアンケート結果等を報告書として提出すること。

- ① 事業概要
- ② 事業の実績
- ③ 事業の実施体制
- ④ 収支報告書 等

※ なお、本事業により新たに制作した制作物の著作権は県に帰属し、県はこれらを無償で自由に二次利用できるものとする。

6 その他留意事項

- (1) 成果品の引き渡し後1年の間に、成果品に瑕疵があった場合は、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (2) 本事業により新たに製作した成果物等の著作権は宮崎県に帰属し、宮崎県はこれらを無償で自由に二次利用できるものとする。
- (3) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。
- (4) 本委託業務に係る書類・領収書等は契約締結後5年間保存すること。
- (5) 個人情報の取扱を適正に行うこと。
- (6) 本業務の受託者は、業務を実施するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上定めるものとする。